

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年8月25日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

（計100点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ地域/全途上国

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱病予防接種を推奨

6. 業務の背景

ケニア共和国（以下、ケニア）では、農業セクターはGDPの35.6%（世界銀行、2016）、就業人口の60%、輸出金額の65%を占め（Comprehensive Public Expenditure Review、2013）、同国経済開発及び貧困削減に資する重要セクターに位置付けられる。コメの消費量は人口増加と経済発展に伴い、都市部を中心に急増しており、コメの国内生産量も高い伸びを示しているものの、自給率は3割弱にとどまっている（国家稲作振興戦略（NRDS：National Rice Development Strategy）、2014）。このためケニアでは、食料安全保障、経常収支改善の観点からコメの増産は重要な開発課題と認識されている。

ケニアにおけるコメ生産の8割弱はケニア中部のムエア灌漑地区において行われているが、JICAは同地区における灌漑施設開発・稲作技術普及に資するべく、1980年代より継続的に支援を実施してきている。最近では、技術協力プロジェクト「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト（以下、「RiceMAPP」という）」が2012年1月から2017年1月までの5年間実施され、節水稲作（WSRC：Water Saving Rice Culture）技術を始めとした収益性の高い各種技術の、同地区内の農家への普及体制が強化された。また、更なるコメ生産性の向上と普及体制整備を行うべく、「灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト」（2019~2024年）（以下、「CaDPERP I」という）が対象灌漑地区としてムエアに西部灌漑地区（アヘロ、ウエスト・カノの2地区）を加え実施中である。CaDPERP Iでは、国家灌漑公社（NIA）傘下の農業研究機関（AIRS）の協力を得て、RiceMAPPで開発されたWSRC（節水稲作）、IRAP（改良型ヒコバエ生産）などの技術の改良・適応を図るとともに、コア農家や既存農家組織である灌漑水利組合などを通じて導入・普及を行っている。これまでの技術協力プロジェクトを通じ、ムエアへの技術普及は進んでいるものの、西部灌漑地区での普及体制整備には、作成したガイドライン・研修パッケージの定期的な改良、AIRS等先方実施機関の体制強化が必要である。

以上を踏まえ、今次要請された「灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト フェーズ2」(CaDPERP II)においては、ムエア地区に加え西部灌漑地区(アヘロ、ウエスト・カノの2地区)において、経済的・環境的に持続可能な稲作の普及が期待されている。今回実施する詳細計画策定調査では、プロジェクト計画の策定に向けて、カウンターパートとの協議や追加の情報収集を行い、実施体制、成果と活動等のプロジェクト内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の策定を行うとともに事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2023年9月上旬~2023年9月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料、情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ケニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。その際、他分野の調査団員と内容が重複しないよう適宜調整する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること(JICAを通じて現地業務開始前に先方関係機関等へ配付する予定です)。
- ② プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案(和文・英文)、PO(Plan of Operation)案(和文・英文)を検討する。その他現地協議用資料等の作成に協力する。
- ③ 調査団内の事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2023年9月中旬~2023年10月中旬)

- ① JICAケニア事務所、プロジェクト専門家との打合せに参加する。
- ② ケニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手

順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容及び関連する開発計画、政策、制度
 - イ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - ウ) 農業分野の開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 気 候 変 動 対 策 支 援 ツ ー ル （ 適 応 策 ）
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html) pp.1～33の「気候リスク評価の実施」及びpp.35～37の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAケニア事務所、ケニア側関係機関等に報告する。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(3) 帰国後整理期間（2023年10月中旬～2023年11月中旬）

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年11月20日（月）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 面談議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドーハ/ドバイ⇄ナイロビを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

現在、ケニアでは PCR 検査及びワクチン接種証明書の提示が必要とされていません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 17 日～10 月 14 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：基本的になし。必要な場合に、プロジェクトオフィスの執務室の提供について相談。

キ) 現地携帯電話・モバイル Wi-Fi の貸与：あり

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・プロジェクト要請書 (CaDPERP II)
- ・運営指導調査 (2023 年 6 月) 報告書 (CaDPERP I)

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ケニア共和国 稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト中間レビュー調査報告書

[12235024.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12235024.pdf)

- ・ケニア共和国 ビクトリア湖沿岸地域における灌漑整備計画に係る情報収集・確認調査報告書

[12326575.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12326575.pdf)

- ・ケニア共和国 稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書

[12079604.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12079604.pdf)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICA と協議の上決定することと致します。

以上